

3. **受注者**は、長崎県が定める「長崎県建設工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、「長崎県建設工事施工管理基準」のうち品質管理資料、出来形管理資料、写真管理資料を、完成時まで**提出**しなければならない。ただし、それ以外で**監督職員**からの請求があった場合は直ちに**提示**しなければならない。

なお、「長崎県建設工事施工管理基準」に定められていない工種または項目については、**監督職員**と**協議**の上、施工管理、写真管理を行うものとする。

1-1-30 履行報告

受注者は、契約書第 37 条の規程により中間前金払を選択する場合は、契約書第 11 条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、認定請求時に発注者に**提出**しなければならない。なお、契約書第 3 条に基づき提出された計画工程表または、提出された施工計画書の計画工程表に変更が生じている場合は、変更後の計画工程表を併せて**提出**しなければならない。

1-1-31 使用人等の管理

1. **受注者**は、使用人等（下請負者またはその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. **受注者**は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

1-1-32 工事中の安全管理

（一般事項）

1. **受注者**は、**土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 29 年 3 月 31 日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事に用仮設設備）**を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて**受注者**を拘束するものではない。

（臨機の措置）

2. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の**人命の安全確保**をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関へ通報及び**監督職員**に**報告**しなければならない。

（施工の安全管理）

3. **受注者**は、台風、豪雨、出水、土石流、波浪、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
4. **受注者**は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。

なお、**受注者**は、安全な工事を進めるための、責任者・管理者・作業主任者等を選定し、労働者の安全と健康を確保するための責任体制を明確にするとともに、作業主任者一覧表を**施工計画書**に記載しなければならない。

様式1

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名			
工 期	～		
日 付	(月分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			

主任監督員	監督員

現場代理人	主任(監理) 技術者